

鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価委員会専門委員会に関する申合せ

令和6年2月7日

校長裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程（以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、自己点検・評価委員会専門委員会に必要な事項を定める。

(専門委員会)

第2 規程第5条第1項に規定される専門委員会は、総務企画委員会がその役割を担うものとする。

附 則

本申合せは、令和6年2月7日から施行する。